一　第三項において準用する第七十条の七第三項（第二号を除く。）の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	猶予中贈与税額	同項各号に定める日から二月を経過する日
二　第三項において準用する第七十条の七第四項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の表の各号の中欄に掲げる猶予中贈与税額	同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日
三　第三項において準用する第七十条の七第五項の規定の適用があつた場合（第五号から第十一号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の表の各号の中欄に掲げる猶予中贈与税額	同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日
四　第八項において準用する第七十条の七第十一項の規定の適用があつた場合（次号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中贈与税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
五　第九項において準用する第七十条の七第十二項又は第十項において準用する同条第十四項の規定の適用があつた場合	これらの規定により納税の猶予に係る期限が繰り上げられる猶予中贈与税額	これらの規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限
六　第十一項において準用する第七十条の七第十六項第一号の規定の適用があつた場合（前号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日
七　第十一項において準用する第七十条の七第十六項第二号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号ロに掲げる金額	同号の特例認定贈与承継会社が解散をした日から二月を経過する日
八　第十一項において準用する第七十条の七第十六項第三号又は第四号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロに掲げる金額の合計額	これらの号の合併又は株式交換等がその効力を生じた日から二月を経過する日
九　第十二項第一号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日
十　第十二項第二号又は第三号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号イに掲げる金額（同号の合併に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）及び同号ロに掲げる金額（同項第三号イに掲げる金額又は同項第四号の株式交換等に際して交付された株式以外の財産の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）及び同号ロに掲げる金額の合計額	これらの号の合併又は株式交換等がその効力を生じた日から二月を経過する日

十一　第十二項第四号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第四号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の特例認定贈与承継会社が解散をした日から二月を経過する日
十二　第十四項第一号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号に規定する特例再計算贈与税額	同号の再申請期限
十三　第十四項第二号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号に規定する猶予中贈与税額とされた金額	同号の再申請期限
十四　第二十項において準用する第七十条の七第二十一項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号に掲げる金額	同項の規定による納税の猶予に係る期限

23　第一項の規定の適用を受けた特例経営承継受贈者が前項の表の第三号から第十四号までの上欄に掲げる場合に該当する場合（同表の第四号又は第五号の上欄に掲げる場合には、特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなつた場合に限る。）における同項の規定の適用については、同項中「年三・六パーセント（特例経営贈与承継期間については、年零パーセント）」とする。

24　第七十条の七第二十九項の規定は、第一項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社が同項の規定の適用を受けようとする特例経営承継受贈者及び当該特例経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者から現物出資又は贈与により財産を取得した場合について準用する。

25　第七十条の七第三十項から第三十四項までの規定は、第一項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社が同条第三十一項に規定する災害等によつて被害を受けた場合について準用する。

26　第七十条の七第三十五項の規定は、経済産業大臣又は経済産業局長（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十六条の規定に基づく政令の規定により特例円滑化法認定を都道府県知事が行うこととされている場合には、当該都道府県知事。次項、次条第二十七項及び第二十八項並びに第七十条の七の八第十五項及び第十六項において同じ。）が、第一項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者又は同項の特例対象受贈非上場株式等若しくは当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社について、第三項において準用する第七十条の七第三項から第五項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合について準用する。

27　第七十条の七第三十六項の規定は、税務署長が、経済産業大臣又は経済産業局長の事務（第一項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者に関する事務で、前項において準用する同条第三十五項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認める場合について準用する。

28　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例）

第七十条の七の六　特例認定承継会社の非上場株式等（議決権に制限のないものに限る。以下この項において同じ。）を有していた個人として政令で定める者（以下この条において「特例被相続人」という。）から相続又は遺贈により当該特例認定承継会社の非上場株式等の取得（平成三十年一月一日から平成三十九年十二月三十一日までの間の最初のこの項の規定の適用に係る相続又は遺贈による取得及び当該取得の日から特例経営承継期間の末日までの間に相続税の申告書（相続税法